

三重県伝統産業物価高騰対策支援金交付要領

(目的)

第1条 三重県伝統産業物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、原材料の価格高騰の影響を受けた国指定伝統的工芸品又は県指定伝統工芸品の製造事業者等に対して、事業継続の支援をすることを目的とする。

(通則)

第2条 支援金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において「国指定伝統的工芸品」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により経済産業大臣の指定を受けた別表1に記載の工芸品をいう。

2 この要領において「県指定伝統工芸品」とは、三重県内において製造され、郷土の自然と暮らしの中ではぐくまれ、受け継がれてきた伝統性のある工芸品であり、かつ、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定を受けることのできない工芸品であつて、三重県指定伝統工芸品指定要綱第4条の規定により指定を受けた別表1に記載の工芸品をいう。

(支援対象事業者)

第4条 支援対象事業者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者で、別に定める三重県伝統産業物価高騰対策支援金申請要項（以下「申請要項」という。）の申請要件をすべて満たす者をいう。

- (1) 国指定伝統的工芸品の指定組合（萬古陶磁器工業協同組合、伊賀焼振興協同組合、三重県組紐協同組合、鈴鹿製墨協同組合、伊勢形紙協同組合）の構成事業者
- (2) 県指定伝統工芸品の指定事業者

(支援対象経費等)

第5条 申請者は、1事業者あたり10万円を申請することができる。

2 知事は、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において支援金として交付する。

(支援金の交付申請)

第6条 申請者は、知事に対し、次の各号について、別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請書 (第1号様式)
- (2) 請求書 (第2号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項による申請は、規則に定める状況報告及び実績報告を兼ねるものとする。

(補正)

第7条 知事は、適正な交付を行うために必要があるときは、支援金の交付申請に係る事項につき、申請書の内容に補正を加えたうえで支援金の交付を決定することができる。

2 知事は、申請書に不備を認めた場合は、支援金に係る追加の書類提出について (通知 (第3号様式)) により申請者に通知し、期限を定めて申請書の補正や追加の書類提出を求めることができる。

(交付決定及び交付金額の確定)

第8条 知事は、第6条による申請があったときには、当該申請を審査したうえで、交付の要件に該当すると認めた場合は、支援金の交付を受ける申請者 (以下「補助事業者」という。) を決定するとともに、交付すべき交付金額を確定し、その内容を交付決定兼額の確定通知書 (第4号様式) により申請者に通知するものとする。

2 知事は、当該申請の審査において、交付の要件に該当しないと認めたとき、または指定した期限までに申請内容の不備が解消されない場合は、支援金の不採択決定を行い、不採択通知書 (第5号様式) により申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
- (2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

4 前項に定めるほか、知事は、支援金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付して交付決定することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、規則第7条に基づき、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び支援金の返還)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると判明した場合は、第8条

第1項の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請要項に定める申請要件に該当しない事実が判明した場合
- (2) 申請要項に定める誓約書の内容に違反したと認められる場合

2 前項の規定による交付決定の取り消しを行った申請者に対して、既に支援金を交付している場合、知事は、支援金に係る交付決定の取り消しについて（第6号様式）により申請者に通知し、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

なお、指定期限までに納付されない場合は、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に民法第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した遅延損害金をあわせて徴収するものとする。

(検査)

第11条 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて、申請者に対して申請内容について説明を求め、検査を行うことができる。

(その他)

第12条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月27日から施行する。

(第3条関係) 別表1 伝統工芸品

伝統工芸品	
国指定伝統的工芸品	県指定伝統工芸品
四日市萬古焼、伊賀焼、伊賀くみひも、鈴鹿墨、伊勢形紙	桑名盆（かぶら盆）、桑名刃物、桑名萬古焼、桑名鋳物、多度の弾き猿、和太鼓、地張り提灯、日永うちわ、四日市の提灯、関の桶、高田仏壇、阿漕焼、伊勢木綿、なすび団扇、竹細工、深野紙、松阪萬古焼、松阪の猿はじき、松阪木綿、伊勢の神殿、伊勢の提灯、伊勢玩具、伊勢の根付、伊勢春慶、伊勢紙、伊勢一刀彫、和釘、擬革紙、火縄、尾鷲わっぱ、那智黒石、熊野花火、市木木綿

令和 5 年 月 日

三重県伝統産業物価高騰対策支援金交付申請書

三重県知事 宛

次のとおり三重県伝統産業物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1 申請者

(A) 国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者

伝統工芸品名	
所属する組合名	

申請者情報	法人	フリガナ			
		法人名			
		フリガナ			
		代表者職・氏名			
		所在地	〒		
		法人番号			
		資本金	万円	従業員数	人
		問合せ担当者 ※1		電話番号※2	
	個人事業者	商号・屋号			
		フリガナ		生年月日	
		氏名		S	年 月 日
				H	年 月 日
		自宅住所※3	〒		
	電話番号 ※2				

※1) 本申請に関して問い合わせ対応ができる方を記載してください。

※2) 平日の8時30分から17時15分の間に、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

※3) 本人確認書類と同じ申請者本人の住所を記載してください。

2 郵便物の送付先

※郵便物の受取りが可能な住所・宛名を記載してください（1と異なる場合のみ）。

送付先	〒
宛名	

令和 5 年 月 日

三重県伝統産業物価高騰対策支援金交付申請書

三重県知事 宛

次のとおり三重県伝統産業物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1 申請者

(B) 県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、法人や個人事業者として指定を受けている者

伝統工芸品名	
--------	--

申請者情報	法人	フリガナ					
		法人名					
		フリガナ					
		代表者職・氏名					
		所在地	〒				
		法人番号					
		資本金	万円	従業員数	人		
		問合せ担当者 ※1			電話番号※2		
	個人事業者	商号・屋号					
		フリガナ				生年月日	
		氏名				S H	年 月 日
		自宅住所※3	〒				
		電話番号 ※2					

※1) 本申請に関して問い合わせ対応ができる方を記載してください。

※2) 平日の8時30分から17時15分の間に、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

※3) 本人確認書類と同じ申請者本人の住所を記載してください。

2 郵便物の送付先

※郵便物の受取りが可能な住所・宛名を記載してください（1と異なる場合のみ）。

送付先	〒
宛名	

令和 5 年 月 日

三重県伝統産業物価高騰対策支援金交付申請書

三重県知事 宛

次のとおり三重県伝統産業物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1 申請者

(C) 県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、組合や団体等の任意団体として指定を受けている者

伝統工芸品名			
申請者情報	フリガナ		
	団体名		
	フリガナ		
	代表者名		
	所在地	〒	
	問合せ担当者 (所属、氏名) ※1		電話番号 ※2

※1) 本申請に関して問い合わせ対応ができる方を記載してください。

※2) 平日の8時30分から17時15分の間に、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

※3) 本人確認書類と同じ申請者本人の住所を記載してください。

2 郵便物の送付先

※郵便物の受取りが可能な住所・宛名を記載してください（1と異なる場合のみ）。

送付先	〒
宛名	

三重県伝統産業物価高騰対策支援金 請求書

金 100,000 円

三重県伝統産業物価高騰対策支援金として、上記金額を請求します。

令和 年 月 日

法人所在地又は
個人自宅住所法人名
(法人のみ)法人の代表者又は
個人事業者等本人名

三重県知事 あて

【振込先口座】

※振込先の口座は申請者本人名義の口座に限ります。また、法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。（法人代表者の個人名義の口座へ振込はできません）

※振込先口座の情報がわかる通帳等の写しが必要です。

行以外 金融機関 (ゆうちょ銀 の場合)	金融機関名		金融機関 コード				
	本・支店名		支店 コード				
	種別	普通・当座	口座番号				
	口座名義人 (フリガナ)						
場合 ゆうちょ銀行の	通帳記号						種別
	通帳番号 (右詰め)						総合・振替
	口座名義人 (フリガナ)						

発行責任者	氏名	
	連絡先 (TEL)	
担当者	氏名	
	連絡先 (TEL)	

三重県伝統産業物価高騰対策支援金 請求書

金 100,000 円

三重県伝統産業物価高騰対策支援金として、上記金額を請求します。

令和 年 月 日

法人所在地又は
個人自宅住所

法人名
(法人のみ)

法人の代表者又は
個人事業者等本人名

三重県知事 あて

【振込先口座】

※振込先の口座は申請者本人名義の口座に限ります。また、法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。(法人代表者の個人名義の口座へ振込はできません)

※振込先口座の情報がわかる通帳等の写しが必要です。

行以外) の場合 金融機関 (ゆうちょ銀	金融機関名			金融機関 コード			
	本・支店名			支店 コード			
	種別	普通・当座	口座番号				
	口座名義人 (フリガナ)						
場合 ゆうちょ銀行の	通帳記号					種別	
	通帳番号 (右詰め)					総合・振替	
	口座名義人 (フリガナ)						

発行責任者	氏名	
	連絡先 (TEL)	
担当者	氏名	
	連絡先 (TEL)	

三重県伝統産業物価高騰対策支援金 請求書

金 100,000 円

三重県伝統産業物価高騰対策支援金として、上記金額を請求します。

令和 年 月 日

団体所在地

団体名

団体の代表者

三重県知事 あて

【振込先口座】

※振込先の口座は任意団体名義の口座に限ります。任意団体名義の口座がない場合は、県産品振興課までお問い合わせください

※振込先口座の情報がわかる通帳等の写しが必要です。

行以外 の場合 金融機関 (ゆうちょ銀)	金融機関名		金融機関 コード				
	本・支店名		支店 コード				
	種別	普通・当座	口座番号				
	口座名義人 (フリガナ)						
場合 ゆうちょ銀行の	通帳記号						種別
	通帳番号 (右詰め)						総合・振替
	口座名義人 (フリガナ)						

発行責任者	氏名	
	連絡先 (TEL)	
担当者	氏名	
	連絡先 (TEL)	

雇 経 第 一 号
令 和 年 月 日

受付番号（受付番号）
（申請者） 様

三重県知事 印

三重県伝統産業物価高騰対策支援金に係る追加の書類提出について
（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった「三重県伝統産業物価高騰対策支援金」について、以下の書類が不足していることから、追加の書類の提出を求めます。

なお、令和 年 月 日まで（消印有効）に追加の書類が到達しない場合、支援金の交付を受けることを辞退したものとみなされ、不採択の決定を行う場合があります。

（不足書類）

※詳細のお問い合わせは以下の事務担当までお問い合わせください。

※提出にあたっては、封筒のおもて面に「追加提出書類在中」と朱書きするとともに、上記受付番号と差出人名を必ず記載してください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【事務担当】

三重県雇用経済部県産品振興課

電話番号：059-224-2336

第4号様式（第8条第1項関係）

三重県指令雇経第 ー 号

（申請者 住所
名称
代表者の職・氏名） 様

三重県伝統産業物価高騰対策支援金 交付決定兼額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった三重県伝統産業物価高騰対策支援金について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）第4条の規定により、次のとおり交付決定するとともに、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）第13条の規定に基づき、交付額を確定しましたので通知します。

令和 年 月 日

三重県知事

印

記

1 受付番号

2 決定の内容

交付決定兼交付確定額 金 100,000 円

3 交付の条件

本支援金の交付を受けた事業者が次の項目に該当する場合、三重県は、交付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を全額返還するものとします。

なお、三重県が指定する期限までに納付されない場合は、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に民法第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した遅延損害金をあわせて徴収します。

- 1) 申請要件に該当しない事実が判明した場合
- 2) 誓約書の内容に違反したと認められる場合

4 その他

- ・必要に応じて、申請者に対し申請内容について説明を求め、検査を行うことがあります。
- ・支援金は、振込依頼人名「ミエケンコヨウケイザイ」により、指定された口座に振り込みます。

第5号様式（第8条第2項関係）

雇経第 ー 号

（申請者 住所
名称） 様

三重県伝統産業物価高騰対策支援金 不採択通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった三重県伝統産業物価高騰対策支援金について、審査の結果不採択となりましたので、三重県伝統産業物価高騰対策支援金交付要領第8条第2項の規定に基づき通知します。

令和 年 月 日

三重県知事

印

記

- 1 受付番号
- 2 不採択理由

雇 経 第 一 号
令 和 年 月 日

受付番号（受付番号）
（申請者） 様

三重県知事 印

三重県伝統産業物価高騰対策支援金に係る交付決定の取り消しについて
（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった「三重県伝統産業物価高騰対策支援金」については、令和 年 月 日付け「三重県伝統産業物価高騰対策支援金 交付決定兼額の確定通知書」を送付し、支援金を交付したところですが、次の理由のため、三重県伝統産業物価高騰対策支援金交付要領第10条第1項の規定により交付決定を取り消します。

つきましては、同封の「返納金戻入通知書兼領収書」を金融機関窓口提出のうえ、支援金として交付済の金 100,000 円を返金してください。

なお、令和 年 月 日までに納付されない場合は、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に民法第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した遅延損害金をあわせて徴収します。

（理由）

【事務担当】
三重県雇用経済部県産品振興課
電話番号：059-224-2336